

○筑波大学冷凍ガス危害予防規程

〔平成27年3月26日〕  
〔学 長 決 定 〕

筑波大学冷凍ガス危害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる本学の冷凍ガス製造施設（以下「製造施設」という。）における冷凍ガスの製造について必要な事項を定めることにより、冷凍ガスによる災害を防止し、もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「冷凍ガス」とは、法第2条に規定する高圧ガスに該当する冷凍に係るガスをいう。

(保安管理)

- 第3条 学長は、冷凍ガスによる災害防止に関する保安業務を統括する。
- 2 製造施設に、冷凍ガスの製造に係る保安に関する業務を総括管理させるため、冷凍ガス製造総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、別表2に掲げる職員をもって充てる。
  - 3 製造施設に、製造施設の維持、製造方法の監督その他冷凍ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を処理させるため、冷凍ガス製造保安責任者（以下「保安責任者」という。）を置き、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「省令」という。）第36条に規定する冷凍ガス製造保安責任者免状を有する職員（研究教育の用に供する製造施設にあつては、その運営を担当する教員）及び業務委託業者社員をもって充てる。
  - 4 保安責任者は、保安責任者の代理者（以下「代理者」という。）をあらかじめ選任し、保安責任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるものとする。
  - 5 前4項の保安管理体制は、別表3のとおりとする。

(監督の方法等)

第4条 総括管理者又は保安責任者は、法、省令若しくはこれらに基づく命令又はこの規定の実施を確保するため、関係職員及び運転管理に携わる者（以下「関係者」という。）に指示を与え、必要と認めた場合は、製造施設における作業を停止させる等の処置を講ず

ることができる。

2 関係者は、総括管理者又は保安責任者が保安のためにする指示に従わなければならない。

(立入禁止区域)

第5条 冷凍ガスによる危害を防止するため、必要に応じて、製造施設の周囲に立入禁止区域を設けるものとする。

2 前項の立入禁止区域には、総括管理者又は保安責任者の許可を受けた者以外の者は、立ち入ってはならない。

(標識)

第6条 製造施設には、見やすい場所に次の事項を記載した標識を設けなければならない。

- (1) 冷凍ガスの製造施設であること。
- (2) 冷凍ガスの種類
- (3) 立入禁止、火気の制限その他の注意事項
- (4) 第16条及び第17条に規定する緊急事態に対する処置

(運転及び操作)

第7条 製造施設の運転及び操作は、保安責任者の監督のもとにこれを行わなければならない。

2 保安上重要な運転及び操作は、保安責任者が適格と認めた者に行わせるものとする。

(安全装置)

第8条 安全装置の取付箇所及び取扱い方法は、表示するとともに、関係者に周知しておかななければならない。

2 前項の安全装置のうち、安全弁に付帯して設けた止め弁は、冷凍ガス製造中は、常に全開し、「開」と記載した標識を掲げておくものとし、その取扱は、保安責任者以外の者を行わないものとする。

3 安全装置は、1年に1回以上検査し、規定圧力で作動するよう調整しておかななければならない。

(圧力計)

第9条 圧力計は、使用圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものを使用し、見やすい箇所に取り付けなければならない。

(冷凍設備の修理及び清掃)

第10条 冷凍設備の修理又は清掃（以下「修理等」という。）及びその後の製造は、あらかじめ、作業の方法、工程表等を明示し、保安責任者の指示のもとに次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 冷凍設備を開放して修理等をしたときは、組立後の漏れ試験を行い、冷凍ガスが漏れないことを確認すること。
- (2) 漏れ試験には、酸素、可燃性ガス及び毒性ガスを使用しないこと。
- (3) 冷凍設備に冷凍ガスを充填して昇圧を行うときは、必ず圧力調整弁を使用すること。
- (4) 冷凍設備内の冷凍ガスを容器に回収するときは、法第48条に規定する容器を使用し、過充填にならないようにすること。
- (5) 修理等が終了したときは、当該冷凍設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造しないこと。

（製造施設の工事）

第11条 製造施設に係る工事を行うときは、総括管理者は、あらかじめ当該工事の作業計画を立て、関係者と協議し、当該工事全般に関する工事責任者を定めるものとする。

2 工事責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対し、あらかじめ引火、爆発、ガス中毒、酸欠等に関する教育を行い、工事全般の作業に関し、監督するものとする。

（巡視及び点検）

第12条 保安責任者は、別に定める巡視及び点検基準により、冷凍設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造施設の異常の有無を点検するほか、1日1回以上冷凍設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずるものとする。

（保安検査）

第13条 法第35条に規定する保安検査は、3年に1回受けるものとする。

（自主検査）

第14条 自主検査は、次表に定めるところにより、保安責任者の監督のもとに実施するものとする。

検査方法	検査回数	検査期間
外観検査	1回以上	1月
作動試験	1回以上	1年
調整試験	1回以上	1年

（帳簿）

第15条 保安責任者は、法第60条第1項の規定に基づき、帳簿を常備するとともに、製造施設に異常があった年月日及びそれに対する措置について記録し、10年間保存するものとする。

2 保安責任者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について記録し、3年間保存するものとする。

- (1) 製造施設の運転状況
- (2) 保安検査の結果
- (3) 自主検査の結果

(漏洩・噴出時の措置)

第16条 関係者は、冷凍ガスが漏洩し、又は噴出したときは、装置の運転を停止し、冷凍ガスを大気中に安全に放出し、直ちに総括管理者又は保安責任者に通報し、その指示を受けるものとする。

(緊急事態に対する措置)

第17条 製造施設又はその付近において災害が発生し、又は災害発生の危険が急迫したことを知った者は、直ちに総括管理者又は保安責任者に通報し、その指示を受けるものとする。

(訓練)

第18条 総括管理者は、関係者に対し、災害が発生したときの措置について、定期的に訓練を行わなければならない。

(この規程の周知方法)

第19条 総括管理者は、この規程の周知徹底を図るため、関係者に対し、毎年1回以上の講習を行わなければならない。

(違反者に対する措置)

第20条 総括管理者は、この規程に違反した者に対して、講習等により再教育を行うものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、冷凍設備の運転基準、製造施設の保安基準その他この規程の実施に関し必要な細則は、当該製造施設の総括管理者が別に定める。

附 記

- 1 この規程は平成27年4月 1日から施行する。
- 2 筑波大学冷凍ガス危害予防規程（昭和52年規程第24号）は廃止する。

別表1（第1条関係）

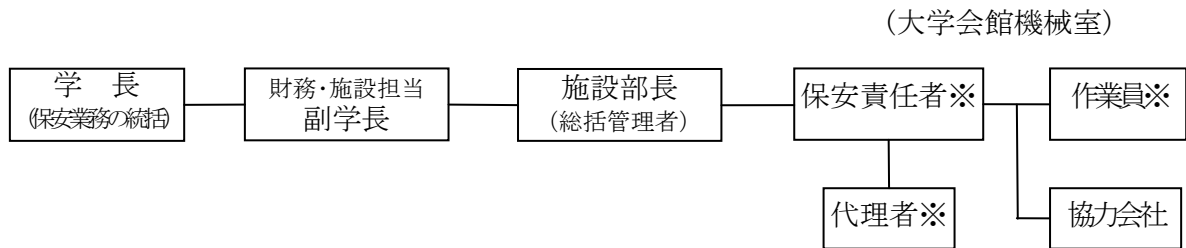
製造施設の名称
大学会館の冷凍ガス製造施設

別表2（第3条関係）

製造施設の名称	総括管理者
大学会館の冷凍ガス製造施設	施設部長

別表第3（第3条関係）

## 保 安 管 理 体 制 表



※ 運転管理業務委託業者